

Title	写経所の施設とその変遷(上)
Author	栄原, 永遠男
Citation	市大日本史. 24 卷, p.1-24.
Issue Date	2021-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

写経所の施設とその変遷（上）

栄原 永遠男

1 はじめに

奈良時代に膨大な写経を行った皇后宮職・造東大寺司系統の写経所^①には、どのような施設があったのか。それらはいかなる構造の建物で、どのように相互に関係していたのか。また、時期によって変遷していくさまは跡づけられるであろうか。写経所の施設を段階的に整理することによって、写経事業が行われた空間、案主・雑使たち、経師・校生・装潢、仕丁その他の働く場が見えてくるはずである。

写経所に関する研究は長足の進展をとげたが、これまでその所在地や施設のあり方が系統的に検討されることは十分ではなかった。本稿は、この点にかんがみて、史料の検討を通じて基礎的な事実の確定をめざす。

写経所の施設については、これまで福山敏男^②が全体を見通し、井上薫^③がそれを受けた研究を行ったが、ともに写経所全体の系統、相互関係・そこで行われた写経事業などの説明を旨としたものであるため、施設に焦点を合わせたものではなかった^④。福山の研究は洞察に満ちたものではあるが、簡潔を旨とした記述になっており、史料の呈示は控えられている。

このような状況のもとで、渡辺晃宏^⑤と山下有美^⑥が、写経所の組織構造の解明のみならず、施設についても重要な見通しを示した。渡辺は、金光明寺造物所から造東大寺司への変遷の過程で、天平一九年末に南堂・北堂から東堂・西堂への転換があったとし、山下はこれを受けて、移転後も南堂・北堂は存続し、東堂・西堂と併存しつつ宝亀年間に至るとした。この渡辺・山下の研究と従来の研究とを総合することによって、写経所の所在地・施設について一貫した見通しをえることができるようになった。

写経所に関する研究は、近年飛躍的に進んだが、それを簡単に整理しておきたい。光明子家の家政機関の業務の一つとして出発した写経事業は、写経所・経師所という組織によって継承され、天平五年ごろから光明皇后が発願した五月一日経を中心に写経を行った^⑦。これらは天平一〇年三月に写経所に統合された。写経所は皇后宮（のちの法華寺）内の中島院や隅院（海龍王寺）で写経を行った。

天平十一年六月には写経司のもとに東院写一切経所が設けられた。この写経司・東院写一切経所は天平一三年閏三月に、福寿寺写一切経所として現東大寺境内の上院地区に移転した。したがって、この移転が、所在地・施設の点では画期となるものであった。

その後天平一四年六月から写経所が皇后宮職から金光明寺造物所に移管されるにともない、金光明寺写一切経所と名称が変更された。この金光明寺写一切経所の施設として同一八、一九年に南堂・北堂が現れる。これは、金光明寺造物所から仮称東大寺造物所をへて造東大寺司へと転換する過程で同一九年末に東堂・西堂へと転換するが、南堂・北堂も存続した。東堂・西堂は、現東大寺の中心伽藍地区付近に存在したとみられるので、この転換は、写経施設が上院地区単独から上院地区と中心伽藍地区とに併存するという変化であった。またこの転換に伴って、写経所の名称は金光明寺写一切経所から東大寺写経所へと変わった。

東大寺写経所の組織は、保良宮の造宮に伴って天平宝字六年に一時的に石山の地に移るが、施設は奈良の地に存続し、やがて組織もここに戻ってきた。そして写経事業の中断・再開を繰り返しながら、宝龜七年の廃止に至った。

以上の写経所の変遷を踏まえて、以下順を追って写経所の施設とその変遷を見通したい。

2 光明子家の写経施設

藤原光明子家の文書である「写経料紙帳」には、二つの大般若経その他の写経が神龜四〜五年に行われたことが記されているが、それを担当した部署は見えない。前述のように、光明子家の家政機関の業務として行われたのであろう。経紙の受給記録のなかに、

四月廿四日受紙屋紙百張

とある(1ノ382)。この紙屋は図書寮の紙屋の可能性が指摘されている。

3 写経司・東院写一切経所の写経施設

長屋王の変後、天平元年八月に光明子は皇后となり、同年九月には皇后宮職の職員が任命された(いずれも『続日本紀』。「写書雑用帳」(続修16②裏、1ノ393〜395)によると、天平二年七月四日以前には経典その他の書写が始まっていたことがわかる。それを担当した組織名は当初は見えないが、山下有美は、のちに写経所と呼ばれる機構が天平初年から成立しており、天平九年九月ごろ外写を主として担当する経師所が設置され、天平一〇年三月ごろ両者が統合されて写経司が成立した、とした。

(1) 舗設物・用具類

井上薫は、この「写書雑用帳」に、

舗設物
 長畳二枚 短畳五枚 立薦二枚 苫二帙
 簀四枚 長席一枚 短机九枝四寺送附安宿熊取見五足
 辛櫃七合 又須利一合 麴三口 由加六口 叩戸二口
 缶一口 壺二口 長机二枚 缶一口

とあることに注目して、施設関係の初見であるとしていることが注意される。写経用の独立の建物か他の業務用の建物の一画かどうかは明らかでないが、これらの写経に用いられる舗設物が置かれていた場所があったのである。

これと関連して、後述するが、天平宝字四年正月一五日「東寺写経所解」(続修後集5、14ノ292〜300)によって、福山敏男が、折薦畳一枚に経師等二人が座し、宿所では経師から優婆夷まで一人ずつ臥したことを指摘している。また同じく福山は、「充経師等畳帳」(続々修44ノ

8、11ノ43)に、

以勝宝三年正月八日経師等充置席事

下道主置一枚 小竹原乙万呂置一枚 十日川原継万呂置一枚

十三日秦家主置一枚 村山首万呂置一枚 十七日上馬甘置一枚

廿六日小長谷金村席一枚 柏原大嶋置一枚 二月十一日安倍万呂席一枚

台万呂席一枚 十八日丹比真君置席各一枚

とあるのに基づいて、畳と席を重ねて座したのであるうとしている。

後者の史料が写経作業時のものとする、さきの「東寺写経所解」の折薦畳とこの畳・席との大きさの関係が明らかでないが、長畳・短畳の用例があることも考慮して、さきのが倍程度の大きさの長畳でこちらには短畳とすると、両者は矛盾せずに理解することができる。これらに基づいて、人員数や畳・席の数量から写経の場所をある程度イメージできる場合がある。

経室内には案主や雑使の座席もあったと考えられる^①。そこにはいくつかの櫃が置かれており、本経・新写経巻・帳簿類・その他の物品類は櫃ごとに分けて管理されていた。経師・装潢・校生に支給する経紙・筆・墨・凡紙・反古紙は大量であったが、その具体的な保管・管理状況はよくわからない。経師は座席を指定され、折薦畳あるいは畳・席・書机が備えつけられた座席に坐り、小明櫃・下纏が支給された。小明櫃には本経と新写経巻を入れ、下纏に筆墨などの用具をくるんで保管した。書机の上には硯・水滴・小刀などが置かれていた。本経・経紙・式敷・菟毛筆・墨などは事務局から適宜支給された。装潢も経室に座席を与えられ、継・界・端継・装丁などの作業を行った。したがってその周辺には新写経巻・軸・緒・発装の竹・大豆糊・小刀・凡紙・端継用の仮軸などがあつたであろう。後述するように、装潢は紙屋でも

打・染その他の作業を行ったと考えられ、そちらには紙打石・黄蘗や椽・それらを煮る容器・薪などがあつた。校生の座席には校書長机が置かれ、その上に本経と新写経巻を広げて作業をした。周りには筆墨・小刀・硯・水滴などがあつた。それ以外に仕丁・優婆夷その他がいたが、彼らの経堂における仕事の内容にはわからないことが多い。

以上の経堂内の状況は、基本的にはそれほど変化しないと思われるので、以後の写経所の施設の検討に際しても念頭に置くこととする。

さて、天平五ノ九年の布施申請解案(7ノ33ノ34、1ノ582ノ583、7ノ39ノ40、41ノ44、120ノ121、123ノ124)によると、経師は三〇人ノ四人、装潢は三人ノ一人と人数に開きがある。同時に何人が従事していたのか不明であるが、天平勝宝六年の百部法華経の場合等を参考にして仮に六割程度とすると、多い時で二〇人程度が同時に作業をしていたことになる。これ以外に事務局のメンバーが数人程度いたとすると、写経事業のために二〇数人程度が同時に作業できるほどのスペースが確保されていたと推定できることになる。

(2) 東院写一切経所の施設

史料 東院写一切経所の施設については、次のような史料がある。

①天平十一年正月二八日「写経司解」(続修別集18(1)、2ノ154ノ155)

写経司解 申請材直事

合請錢四貫五百六十二文

写経殿一間

応用底料柱十六枚 直錢一百九十二文別十文

簀子卅枚 直錢八百文別廿文

久礼七十枚 直錢一貫五十文別十五文

右三種、底料

歩板五十枚 直錢一貫七百五十文別冊五文

右、経師等床敷料

運車十七両 庸錢六百八十文別冊¹²文

藁卅捆 直錢九十文別冊¹³文

右、塗廁壁料

天平十一年正月廿八日史生小野朝臣「国堅」

舍人「市原王」

丸張弓定

②天平十一年六月二日「写経司解」(続修別集18(1)(2)間、2ノ172ノ173)

写経司解 申請材直錢事

合請錢一貫五百五十六文

応庇八間 籬一所長四長

料七十九枚 運車六両 庸錢二百廿八文

久例冊枚 直錢六百文別冊¹⁵文

簀子廿一枚 直錢四百廿文別冊¹⁴文

柱四株 直錢冊八文別冊¹²文

右三種、庇料

久例十四枚 直錢二百十文

右、籬料¹⁵

天平十一年六月廿一日史生高屋赤万呂

小野国□

舍人

③天平十一年六月四日「泉水屋所解」(続修別集18(2)、2ノ171ノ172)

④天平十一年六月二〇日「写経司解」(続々修17ノ1④、7ノ171ノ172)

写経司解 申請材直錢事

合請錢一貫五百五十六文

応造□庇一間 籬一処長四丈

料材七十九枚 運車六両 庸錢二百廿八文別冊八文

久例冊枚 直錢六百文別冊¹⁵文

簀子廿一枚 直錢四百廿文別冊¹⁴文

柱四株 直錢冊八文別冊¹²文

右三種、庇料

久例十四枚 直錢二百十文別冊¹⁵文

右、籬料

天平十一年六月廿日史生高屋「赤万呂」

小野朝臣「国堅」

舍人「市原」王

⑤天平十一年七月 日「写経司解」(続々修35ノ1(6)裏、7ノ227ノ228)

写経司解 申六月行事事

合所請材直錢六貫一百十八文

買材二百冊株 直錢五貫八百七十一文

藁卅二捆 直錢九十六文別冊¹³文

運車廿二両 賃錢八百廿五文^{十七兩各冊八文、五兩各冊六文}

遺錢一百五十一文

買柱卅株 直錢二百七十二文^{十六株別冊十二文、四株別冊八文}

簀子六十一株 直錢一貫三百八十四文^{冊別冊三文、卅一別冊四文}

歩板五十枚 直錢一貫七百文別冊¹⁴文

檜久礼一百十枚 直錢一貫六百九十文^{七別冊十五文、十別冊十六文}

造物経堂南北庇二間長各七丈

竈屋一間長四丈、廣二丈

廁一間長四丈

以前、月内行事、顕注如件、以解、

天平十一年七月 日舎人「市原」王

⑥「東院写一切経所受物帳」(続々修3ノ1(1)(2)、7ノ263〜270)

東院写一切経所受物

天平十一年六月三日受銭四貫五百六十二文

以前、銭材木并藁直車功料 知小野園方 阿刀酒主

(中略)

七月五日釘州隻受海秋万呂

(中略)

十五日釘八隻 受土師宅良

(下略)

これ等の史料については、写経司と東院写一切経所の相互関係に議論が集中してきたが、施設や所在地の観点から整理すると、以下のようになる。

まず福山敏男が、⑤によって天平十一年六月中に経堂南北庇二間、竈屋一間、廁一間が造られたことを指摘したのが早い。この時期の写経所について重要な指摘をしたのは山田英雄である。次に本稿とかわる点を整理する。

- (1) ②は東院写一切経所とは別の増築計画の費用の申請である。
- (2) ③によって泉木屋所から材木を購入したことが知られるが、これは①と対応する。
- (3) ②に見える籬料の久礼一四枚の購入とそのため車一両を減らした。
- (4) ①の写経殿一間は、既存の不明の建物に庇を増設したもので

新設ではない。

(5) 増築に伴い、また経生を増やしたために竈屋と廁を増設したが、その工事は⑥に釘八隻を受けたことが見える七月一五日にはまだ継続していた。

つぎに山下有美も①⑤をあげ、東院写一切経所は平城宮の東張り出し部の東院にあったと推定している。

以下、これらの先行研究を受けて①〜⑥を検討したい。これ等の史料の数値には若干の齟齬があるが、その点については山田英雄が種々論じているのでそれに譲ることとして、史料の整理から始める。

繁を避けて要点を述べると、①と③は貼り直されているが、③は①の材木(藁をのぞく)が泉木屋所から運ばれた記録として貼り継がれたものであり、そのことは①の端裏に「泉木屋木数注案知」とあることによって知られる。したがって、①③の継は奈良時代までさかのぼると考えてよい。

写経殿(経堂) ①によると、「写経殿」一間のための材木は庇料と経師等床敷料に充てられている。これについて、山田(4)が、写経殿は既存の不明の建物に庇を増設したもので新設ではない、と指摘している点は妥当で重要である。

この庇は⑤に「経堂南北庇

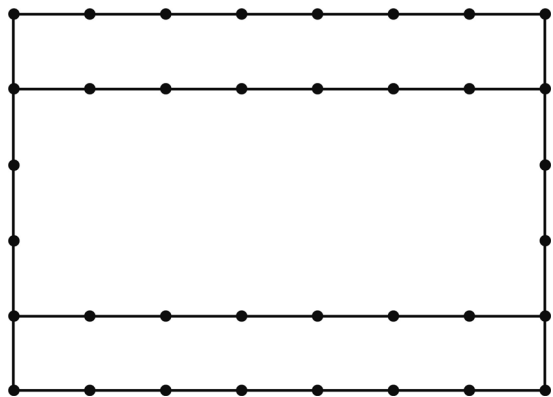


図1 写経司の経堂の平面模式図

「二間長各七丈」とあるものに相当するから、以前から存在していた桁行七丈の東西棟の建物の南北両側に庇を増設したことになる。それに使用した柱が一六本であるから、片側八本である。これによると、一〇尺等間の桁行七間の東西棟の建物の南北に二面庇を付設したと理解できる。庇の東西長は七丈と考えられ、この庇部分は経師等の活動スペースを拡張したもので、床張りであった。ただし、庇の出の長さは不明である。もとの建物の梁行は何間か不明であるが、三間であればバランスが取れている。庇を加えて七間×五間の建物となったと考えられる(図1)。

ここで、経堂の規模と収容人員の関係について、見当をつけておきたい。東院写一切経所の経堂は東西棟で身舎(一〇尺等間の桁行七間と梁行三間(一〇尺等間と推定))に両庇が付いたものであった(庇の出を一〇尺と仮定)。この大きさの経堂では、どの程度の人々が同時に働けるのか。

前述のように、折薦畳一枚に経師二人という福山敏男の推定は妥当であった。しかし、当時写経所で使用されていた経師用の折薦畳の大きさは明らかでない。そこで延喜掃部寮式に見える各種の帖に注目したい。官人等に支給される雑給料に注目すると、それにも各種の規格があるが、一般的には長帖一九尺×三・六尺と狭帖八尺×三・六尺という規格であったと理解される。これを参考にして、写経所における折薦畳の一般的な大きさを八尺×三・六尺と仮定することとする。経師一人分のスペースは左右四尺、前後三・六尺となる。ここに書机を置いて座ったのである。

これをもとに推測すると、梁行側(南北方向)には間隔を考慮して縦に五枚敷けるであろう。経師一〇人が並んで座ることが出来る。南

北庇がない場合は三枚であろう(同六人)。これに対して桁行側ではどうか。前後の経師の折薦畳との間隔を適当にとったはずであるから、一〇枚程度になるのではないか。そうすると、単純に計算すれば、先の規模の経堂には経師用の折薦畳が五〇枚程度並べられることとなる(庇なしの場合は三〇枚程度)。

しかし、経師・装潢・校生、事務局の雑使により、それぞれ必要とするスペースは異なっていたはずである。校生は校書長机を使用していたらしく、その規格は不明だが経師の書机とは大きさが違っていただろうし、それを置く畳の大きさが違っていた可能性もある。事務に必要な各種の櫃やその他の収納具を並べるスペースや、出入り口部分のスペース、水飲み場があったらしいからそのスペース、さらに堂内の通路も必要であった。これらを右の経師用の折薦畳数から差し引かねばならない。どの程度差し引けばよいかは、もはや何の根拠もないが、仮に二、三割とすると四〇〜三五枚(庇なしの場合二四〜二一枚)となる。

これによると、この経堂には、経師等を七〇〜八〇人(庇なしの場合四〇〜五〇人)程度収容できた可能性があることになる。これは、仮定を積み重ねたまったくの推測に過ぎないので固執するつもりはない。しかし、この程度の大きさの経堂一棟で働ける人数の目安として参考としうるのではないか。

厠 ①の厠は⑤の厠一間(長四丈、広一丈)に相当するが、これらのための資材は⑤藁三二捆(①では藁三〇捆)のみであり、かつ①にはこの藁につき「塗厠壁料」とある。これによると、この時期に厠は新設されたのではなく、以前から存在しており、その壁を塗って補修したのである。

竈屋と籬 ①③の間の空白部分に②が追記されている。これと関連して、これまで指摘されてこなかったが、④が存在する。④と②はほぼ同内容である。②は④にもとづいて、④よりも後で①③の間に追記されたのであろう。

山田(1)では、②は東院写一切経所とは別の増築計画としている。④②によって□涇庇と籬の工事が申請されたが、確かにこれが写経関連施設であるとは記されていない。しかし⑤は以上の①③と②④の両方を統合した内容になっており、その両方で経堂南北庇・竈屋・厠の工事を行ったとしている。このうち経堂南北庇と厠の工事は①で予算申請されているので、②④で予算申請されたのは⑤の竈屋に相当すると見るべきであろう。

山田(1)が②を東院写一切経所の施設ではないとしたのは、⑥の東院写一切経所受物帳に②の費用一貫五〇六文の受領が記されていないからであると推測される。しかし、これは竈屋の工事が写経司の担当でなされたために工事費用が東院写一切経所にまわされなかったためと考えられる。したがって、そのことをもって④②の施設が東院写一切経所と関係ないとする必要はない。

竈屋とは、竈をもつ施設であろうから、後述する時期の写経所関係施設と比較すると、料理供養所(厨)に相当すると見られる。

この竈屋について④が語るののは、□涇庇一間と長四丈の籬一処を作ることである。②では庇八間と籬一所^{長四丈}をあげている。このうち竈屋そのものについて行われたのは庇の取り付け工事であるので、竈屋本体は以前から存在していたことになる。また籬のための久礼一四ないし一五枚の購入は、山田(3)が指摘するように実行されなかった。つまり籬は造られなかったのである。この籬は竈屋に付属する目

隠し扉のようなものと推測される。おそらく厠との間を仕切る施設として予定されたのであろう。

竈屋一間の規模は、⑤に長四丈・広二丈とあり、これは身舎の規模であろう。庇を付設するための材木は、柱四本・久礼四〇枚・簀子二一枚であった。久礼と簀子がそれぞれ屋根根板と床板とすると、この庇は壁のない簡素なものであったと想像される。以前から存在していた建物と庇の平面構造はいくつか考えられるが、決定することは難しい。

東院 以上によると、①⑥の写経殿(経堂)・竈屋・厠は、いずれも天平十一年六月以前から存在していたものであり、それらに庇を付設し壁塗する工事が行われたことが明らかとなった。これらが以前に写経関係施設として使用されていたかどうかは不明である。

①⑥は工事が行われたものについての史料であるから、工事が行われなかった関連建物がそれ以外に存在していなかったとは言えない。以後の時代の例からすると、宿所や湯屋も存在していたのではないかと。これらは東院と称されているので、何らかの区画施設で囲まれた院をなしていたであろう。すなわち、以前から区画施設で囲まれた院が存在しており、その中の一部の建物に工事を施して東院写一切経所として使用し始めたのである。これによれば、写経施設のセットとして、経堂・厨・厠・宿所・湯屋各一棟などが区画施設で囲まれて院をなしている姿をイメージできるのではないかと。

(3) 写経司・東院写一切経所の写経施設の相互関係

この点についての研究史の整理は旧稿で行っているので、詳細はそれに譲り、ここでは旧稿における私見とそれに対する批判を簡単に整理しておく。旧稿では次の点を指摘した。

(1) 堀池・井上・山田の検討により、東院写一切経所は写経司に

包摂もしくは統括されていたとみられる。

(2) 写経司の所在地は角寺から中嶋院に移った。

(3) 写経司は対外的事務、東院写一切経所は写経事業のほとんどすべてを担当するという分担関係が成立していた。

(4) 写経司の終見と東院写一切経所の活動停止は天平一二年四月半ばのほぼ同時期で、同年四月下番から翌天平一三年閏三月十一日の期間は両者は活動を中断する。

(5) 中断の長期化によって両機関は事実上解体状態となった。その後莊殿が進行もしくは完成していた福寿寺に、皇后宮職管下の福寿寺写一切経所が設置され、天平一三年閏三月から写経が再開された。

これに対して山下有美は、五月一日経と外写の両方が写されていたことに注目して、写経司はかなりの数の外写を行っていた。東院写一切経所は、外写を行う場と切り離して五月一日経の写経を継続して行う場として設置された、とした。また(5)について、写経司という皇后宮職の恒常的な機関の解体を想定する必要はなく、中断期間には皇后宮から福寿寺への移転のための整理や準備作業が行われていた、とした。この山下の批判は、(5)の一部を除いて妥当である。そこでこれを施設の面から受け止めたい。

この時期の主な写経事業として百部法華経八〇〇巻、福寿寺大般若経六〇〇巻、五月一日経の大般若経六〇〇巻(以下、五月大般若経)その他がある。これらについては別稿で検討したので詳細はそれにゆずり、ここではそのうち時期について再確認する。まず福寿寺大般若経は天平一〇年三月から開始され、同五月ごろも写されていたがその後中断し、天平十一年八月ごろに再開して同十一月ごろには終了したと

考えられた。その終了を受けて同十一月から五月大般若経の写経事業が始まり、天平一二年四月ごろまで写されたあと中断したが、残りは天平一三年中には写されたらしい。

これによると、福寿寺大般若経の写経事業が始まった時、東院写一切経所はまだ成立していなかったから、当然写経司で行われたであろう。これに対して五月大般若経のほうは、東院写一切経所で始められ、次の福寿寺写一切経所に引き継がれたとみられる。

一方、百部法華経の写経事業は、天平十一年二月ごろから始まり、同四月ごろには終了したと見られる。これらは東院写一切経所の設置前のことであるから、写経司において行われたであろう。

これによると、写経司では福寿寺大般若経と百部法華経が写され、東院写一切経所で五月大般若経が写されていたことになる。また、以上には述べなかったが、手実帳によると、大方等大集経など一七七巻や大宝積経一二部一二〇巻の写経が写経司で行われ、五月一日経が東院写一切経所において、天平十一年七月下番からさかんに写されていたことが知られる。

その東院写一切経所には、先に検討したような施設のセットが存在していた。これに対して写経司については適切な史料がないのが残念であるが、それに匹敵するような施設セットが存在したはずである。それなしにはこのような写経はできない。

以上の写経司と東院写一切経所の施設群の所在地は、隅寺・皇后宮(のちの法華寺)の中嶋院やその近隣にあったと推定されるが、明確ではない。そこから遅くとも天平一〇年三月ごろに淵源を持つ福寿寺の付近に天平一三年閏三月ごろ移転した。

4 福寿寺写一切経所・金光明寺写一切経所の写経施設

(1) 福寿寺写一切経所

前述のように、天平一三年閏三月ごろ、写経司・東院写一切経所は、福寿寺付近に移転した。前者の施設が解体・移築されたのか、それとも後者の場所 で新設されたのか、明らかでない。

後述するように、私見では、天平一四年五月末日に福寿寺写一切経所は金光明寺写一切経所と改称されたが、これは福寿寺写一切経所の廃止、金光明寺写一切経所新設という大規模な変動ではなく、単なる名称変更である、とした。²⁶⁾この点については、皇后宮職管下の福寿寺写一切経所から、大養徳国分金光明寺の造営機構と考えられる金光明寺造物所管下の金光明寺写一切経所への組織上の変化を顧慮していない点が問題であるが、施設としては同じものが変化なく継承されたことに注意したい。

そうすると、福寿寺写一切経所と金光明寺写一切経所とは、施設としての実態は同じであることになる。また所在地や施設の面では、写経司・東院写一切経所から福寿寺写一切経所への移転が重要であったことになる。福寿寺写一切経所の施設の造営あるいは規模に関する史料は一点も存在しない。これは、福寿寺写一切経所に関する史料そのものがわずかしかなかったためである。そのため、たまたま施設に関する史料が残らなかっただけで、造営工事が行われたのか、それとも既存の何らかの施設を利用したためなのか、明らかではない。

(2) 金光明寺写経所

金光明寺写一切経所は天平一四年六月一日から天平一十九年末まで存在していた。この写経所では、福寿寺写一切経所で行われていた五月

一日経や千手経一〇〇〇巻²⁷⁾の写経事業が引き続き行われた。このうち千手経は天平一五年四月中に書写過程が終了し、これとほぼ入れ替わるように天平一五年四月一日からは聖武天皇発願の大官一切経の写経事業の上紙や充紙が始められた。²⁸⁾一方五月一日経は天平一五年五月から書写対象が偽疑経・録外経・章疏へと拡大された。大官一切経は同年末で中断するが、天平一八年一月から先写一切経として再開され南堂で写された。またこれと時を同じくして聖武天皇発願の後写一切経の写経事業も北堂でスタートした。これにより、五月一日経・先写・後写の三つの一切経が並行して写されることとなった。これらの一切経の写経は、次の東大寺写経所の時期にも継続された。

また天平一七年九月一日に聖武天皇によって発願された難波之時御願大般若経の写経事業は、同年一〇月末ごろから動きだし、同一八年五月ごろまで続けられた。

主としてこのような写経事業が行われたこの写経所の施設に関する史料は乏しく、その実態をつかむことは難しい。「写官一切経所告朔解案」(正集19②裏、8ノ222ノ27、「写官一切経所解案」正集22②裏、8ノ285ノ290は案文)は、大官一切経の写経を担当した写官一切経所の天平一五年四ノ七月の行事をまとめたものであるが、そこに、

従装潢所進上紙六千九百張

とある。この数字は「一切経本充并納紙帳(大官一切経紙上帳)」(続々修2ノ2①(1)(2)、8ノ171ノ178)の同期間の張数合計に合致する。この帳簿は、冒頭に、

天平十五年四月一日始大官一切経紙書寫堂上

とあり、「装潢所」が継打界を施した大官一切経に用いる紙を「書寫堂」に進上した記録であることがわかる。

装潢所は、大隅亜希子が指摘するように天平十一年四月から同二一年二月の間に史料にみえる組織である。紙を書写堂に送るにあたって、ある程度まとまった巻数を誰かに「付」して「送上」「進上」している。大官一切経の写経が天平一五年末に中断するまでに付された人物を「写官一切経所告朔解案」(下段)と対照すると、次のようである。

尾張	校生	尾張少土
田辺道主	校生	田辺道主
男繩	(見えず)	
角	経師	角惠万呂
古頼	経師	古頼小僧
君子	校生	君子真吉
仕丁鴨部乙万呂	(見えず)	
主寸	校生	村主五百国
多比(田治比)乙万呂	(見えず)	
山部花	経師	山部花
田辺当成	校生	田辺当成
勝部大津	(見えず)	
勝部葉	(見えず)	
秦大月	(見えず)	
川原	校生	川原人成

これによると、校生に付されている場合が多いが、これは大官一切経を担当する校生が、校生としてではなく雑使として、書写堂から紙を装潢のもとに受取りに行って付されたと考えられる。三名みえる経師も同様であろう。

「写官一切経所告朔解案」に見えない人物が数名いるが、かれらは

装潢所に関係する人々で、装潢所から書写堂へ紙を運んだのではない。そのうち仕丁の鴨部乙万呂は付された回数が多い。

これによると、送上・進上された巻物は、書写堂とは離れた場所で使用され、そこから書写堂に運ばれたと考えられる。その離れた場所とは装潢所が管轄する施設で、そこには当然装潢があり、複数の人物が関係していた。

同様のことは五月一日経や間写経を写経していた写疏所についても言いうる。五月から九月までの五箇月間の行事案である「写疏所解」(統修別集25①(1)、2ノ343〜347)に装潢は見えず、紙は「自装潢許所受」とあって装潢の許から受けていた。装潢の許とは装潢所のことであろう。

ただし、装潢所から書写堂に送られた紙は、巻数単位、あるいは二〇張の倍数単位(つまり巻物の状態)であるので、継打界ののちに端継を付けてすぐに書写ができる状態にまで準備された紙であった。これらのすべての工程が書写堂とは別の場所で行われたかどうかは、これらの史料からはわからない。継界は書写堂内で行われた可能性もある。しかし準備の最終段階は別の場所で仕上げられて、そこから書写堂に送られた。

大隅亜希子は、難波之時御願大般若経の写経事業に伴って、天平一七年一〇月ごろ何らかの建物を修理・補修して、装潢の作業場とは別に紙打を行う紙屋が設置されたとしている。前述の装潢所が管轄し装潢その他がいる施設がこの紙屋に相当するのではないか。すなわち紙屋の成立は、天平一五年四月までさかのぼると考えられ、同一七年一〇月ごろにそれが修理されたのである。

大官一切経の写経事業にかかわる施設がわずかに見えてきたが、さ

らに上述の「写官一切経所告朔解案」を検討したい。

写官一切経所解 申告朔事

合請物紙一百七十四張一百冊張敷紙并式下纏宮敷料
卅四張檻子間塞料

筆墨直錢一千七百文筆十七墨十七料便充経師等

筆卅箇

墨卅九廷

紙刀子四柄既充裝潢

堺筆十一箇便充裝潢

布三丈二丈半巾二條料
二丈筆拭卅條料

辛横五合

机卅六前卅六前從業師寺米
十前從官米

卅六前充堂
十前充写疏所

莒卅八合

由加二口 一口堂
一口経師息所

杓二柄

(中略)

以前、七月以往行事、顕注如前、以解、

七月廿九日王国益

辛国人成

これについて福山敏男は、(経)堂、写疏所、経師息所のすくなくとも三棟の存在が知られ、紙三四張が檻子(窓の連子?)の間塞(すき間ふさぎ)の料として記されている、と指摘している。さらに詳しく検討する必要がある。

まず机が堂と写疏所に充てられていることが注意される。堂は書写堂のことで経師その他がいた。写疏所は組織名であるが、ここは写疏所という組織のある施設の意味で用いられている。ここでは五月一日

経が引き続き写されていたであろう。その意味では、これを経堂と言ふことができる。次に由加によると、堂は書写堂であるが、それとは別に経師息所があったことが知られる。

紙三四枚でふさがれた檻子がどの建物のものか記されていないが、後述する天平勝宝五年の例からみて、経堂のものと考えるのが妥当である。すなわち経堂とは、檻子を備えた構造の建物なのである。

以上から、天平一五年ごろの金光明寺写経所には、書写堂、写疏所の存在する施設(経堂)、紙屋、経師息所が存在したことが明らかとなった。その他の施設とともにおそらく一院をなしていたであろう。

ここで注意されるのは、書写堂と写疏所の所在する施設(経堂)の二つである。前者では大官一切経が写されており、後者では五月一日経が福寿寺写一切経所の中から引き続き写されていた。福寿寺写一切経所から金光明寺写一切経所へは、前述のように、名称の変更で施設の新設は伴わなかったはずであるから、この二つの写経の場は、福寿寺写一切経所段階から存在していたのである。おそらく写経司・東院写一切経所から福寿寺写一切経所へ移転するにあたって整えられたのであろう。そしてこの二つは、天平一八年から見える南堂・北堂に相当すると考えられる。

先にこの移転の重要性を指摘したが、それは単に場所の移動だけではなく、一院内における経堂の二堂化という点でも画期的なのである。そしてこの一院二経堂は、写経司と東院写一切経所の二院を一院に集約した結果と考えられる。

5 東大寺写経所の写経施設

天平一九年末に金光明寺造物所管下の金光明寺写一切経所は、造東

大寺司前身機構のもとに移管されて東大寺写経所となったが、これは南堂・北堂に加えて東堂・西堂の増設を伴っていた。前者は福寿寺・金光明寺の近辺の現東大寺上院地区に存在したと考えられる。後者は、天平勝宝八歳六月九日の「山堺四至図」の「経房」と関係するなら、現東大寺中心伽藍地区周辺にあったことになる。すなわち上院地区の写経施設セットはそのままにしておいて、中心伽藍地区にもう一つの写経施設セットを設けたのである。そして以後は、主として後者の方が使用されていた。

天平一九年以降の大規模な写経事業としては、天平一九年以降の二〇部六十華嚴經²⁰、天平二〇年からの千部法華經²⁰、百部最勝王經²⁰、天平勝宝元年からの大般若經一部、同二年からの百部法華經²⁰、寿量品四〇〇卷²⁰などがある。

このうち千部法華經について私は東堂で行われたことを指摘した²⁵。また布施申請解案によると、経師・裝潢・校生・題師の布施申請人数の合計は、一か月あたり最高で五九人、中断後に再開してからは二〇〜五〇人台で推移した。同時に作業をしていた人数はこれより数割程度少なくなるぐらいであろう。それに数名ほどの事務局スタッフを加えて五〇人台程度の座席スペースが必要であった。これは、さきに想定した経堂一棟あたりの収容人数からすると、東堂一棟で十分に収容可能であった。

(1) 天平勝宝三年の施設

天平勝宝三年三月十一日に金字花嚴經一部八〇巻の用度申請解が作成され(11ノ497ノ499)、紫紙の納入と継打界の作業が始められた。界料の銀泥はじめ諸物資も納入され(11ノ161ノ162など)、経師息所も造られた。五月一二日には本経として絹索堂から八十華嚴經一部(鹿経・注

経各一部)を受け取り(9ノ604ノ605)、同一五日から充本・充紙墨が始まった。当初は経師一三人の予定であったが、実際には八人で行われた。八月食口(11ノ512)に題師・瑩題が見えるから、この頃には装丁も終わったらしい。ただし緒がつけられたのはそれより遅れて一〇月以降であったらしい(25ノ40ノ41)。

「写書所納物帳」(正集8②裏、3ノ537ノ539)は、この写経事業のための諸物資の納入帳簿である。それによると、書写開始前の五月三日に、何らかの神事のために弓五枝・大刀五柄・胡禄五具が受け取られており、絹索堂の本経を用いたことともに、この写経事業による紫紙金字・銀泥界(11ノ498など)の経巻が特別のものであることを示唆する。時期的に見て、大仏開眼会における講説に用いられたのではないか。

この「写書所納物帳」によると、花嚴経師の食に備えるために食器その他が納入されているので食所が存在したことが知られ、「経堂」で用いるため猪牙その他が納入されているので、既存の経堂で写経が行われたと見られる。さらに

経師曹司料請雑小柱十一枝 梶^取三百枚 久礼四枝
箕子八枝 黒葛一斤 繩^升了

とある。天平勝宝三年六月一日「写書所解」(続々修38ノ2③(1)、11ノ518ノ523)は同年五月告朔解案であるが、その月中雑物に対応する記載がある。「経師息所」を造るための木材等が納入されたことが見える。

箕子八村 小柱十一枚
梶板三百枚 檜粉四枚
黒葛一斤 繩十三了^{了三針繩者}
已上造経師息所料

両者を比較すると、繩の数量以外は一致するので、同じ建物に関する

る史料であるが、「経師曹司」と「経師息所」で異なっている。前述のように、この書写は既存の経堂で行われたと考えられるので、経師の作業場所である経師曹司を新築あるいは増設することは落ち着かない。特別の経巻の写経に従事する経師等のために宿舎を新築したと見るのがよからう。この宿舎は、小柱十一枝を用いて建てられたので、桁行三間、梁行二間で中仕切りをもつものと想定される。③ 椀板の多さからみて床張りであろう。

天平勝宝三年については、正月から十二月の告朔案・食口案が残っているが、それらの仕丁の散役の項には、食領や仕丁が打紙・食所駆使・沸湯に従事したことが見える。これによると、福山は経師息所が作られたことを指摘するのみであるが、天平勝宝三年には経堂・食所・経師息所(宿所)のほかに紙屋・温屋も存在していたことがわかる。これらは何らかの区画施設で囲まれて一院をなしていたのではないか。このうち経堂は、二年後の天平勝宝五年の経堂と見られる。後者の経堂は、次に見るように、現東大寺境内の上院地区にあったと考えられるから、天平勝宝三年段階の経堂も同様で、南堂・北堂のいずれかであろう。

天平勝宝三〜五年にかけては、大規模な写経事業は行われておらず、多くても百数十巻程度の写経であった。したがって、上述の中心伽藍地区の写経施設セットでもあるいは上院地区のそれでも十分に対応できたと考えられる。

(2) 天平勝宝五年の経堂

その二年後の天平勝宝五年八月ごろ、「経堂」の檻(連子窓)が修理された。山下有美は、写書所の同年八月食口に「画師拾人塗緑青経堂檻」とあるとともに、舎人について「十三人洗経堂」とあることを指摘し

(12ノ405ノ406)、老朽化した経堂を修理・彩色して洗浄したことから、この経堂を上院地区に存在した南堂・北堂のいずれかと考えた。④ 連子の部分は緑青、辺面(窓枠)部分に赤土が使用されたのである。その様態は年欠「写書所解」(続々修40ノ1③(1)裏、13ノ38)によって知られる。

写書所解 申修理経堂檻并用緑青等事

合檻陸間四間別高四尺四寸 広八尺

連子九十二枝卅四枝別長八尺 並四面広別二寸

連子辺面廿八面四間別高八尺四寸 八間別長八尺 並広四寸五分

請緑青式拾斤伍両大

用拾玖斤玖両式分

残拾壹両式分大

膠式拾斤小 七斤用赤土塗料

(以下余白)

表1 経堂の檻

檻の寸法	檻	辺面	連子
広8尺 高4尺4寸	4間	8(2)面 8(2)面	48(12)枝
広8尺 高6尺	2間	4(2)面 8(4)面	44(22)枝

() 内は檻1間あたりの数

これについて福山敏男は、この檻はいずれも窓で、横連子または縦連子・辺面(唐戸面の枠?)を持っていないこと、ある程度の装飾を持っていたと述べている。福山の簡潔な指摘を参考にして、この史料をさらに検討してみたい。

まず、「修理」の意味は必ずしも明らかではないが、檻の新設ではないので、この経堂にはもともと檻がついていたことになる。すなわち経堂とは檻をもつ構造の建物であることを確認しておきたい。

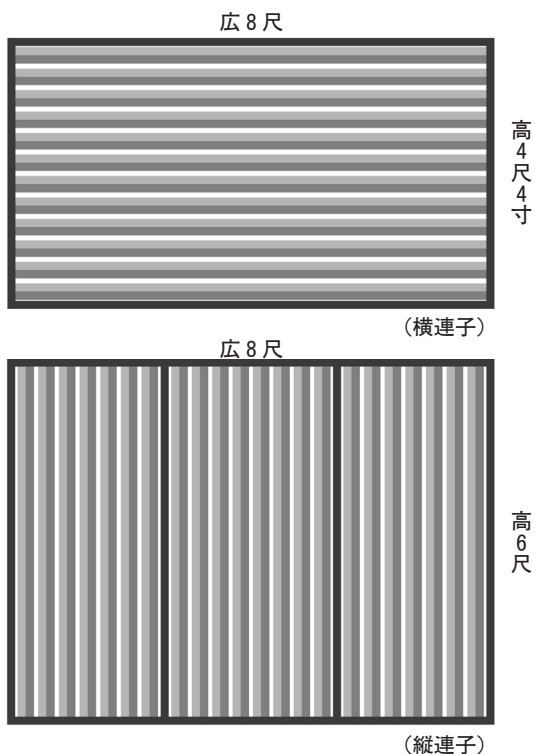


図2 経堂の檻

福山が指摘するように、檻は二種類で、大きさは横連子四間（高四尺四寸、幅八尺）、縦連子二間（高六尺、幅八尺）である。これに二寸の角材の連子九二枝がはめられていた。高六尺の四四枝は縦連子として用いられたから、縦連子の檻一間あたり二二枝ずつ使用された。長八尺の連子は横連子として使用されたことになるので、檻一間あたり一二枝ずつの計算となる。連子辺面は、横連子の檻四間に使用されたのが高四尺四寸の八面と、長八尺の八面であるから、縦連子の檻二間には、高六尺の八面と長八尺の四面となる。縦の辺面は檻一間あたり四面ずつとなるので、縦の辺面は左右両端とさらに中間に二面入っていただけと考えられる（表1）。以上から、二種類の檻は図2のように復元することができる。

檻の横幅はいずれも八尺である。これが左右両側の柱に直接してい

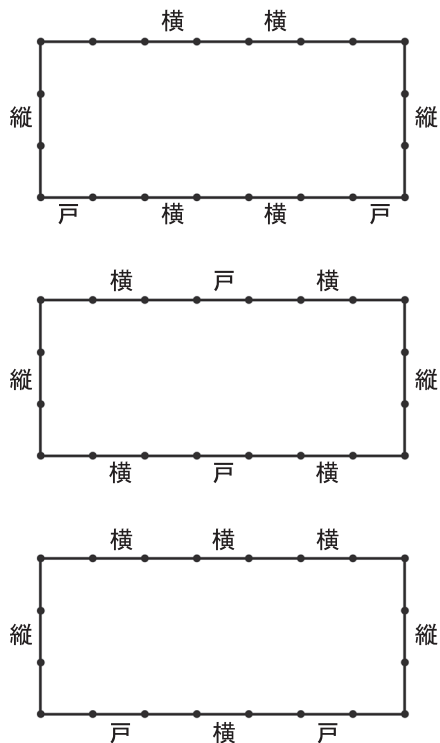


図3 経堂の平面模式図と檻の配置

れば、柱間は八尺となる。しかし左右の柱との間に仮に一尺ずつの壁面を想定するなら、柱間は一〇尺となる。

次に、縦連子は二間であるのでツマ側に一間ずつ、横連子四間はヒラ側に二間ずつ配置されたと考えるのがバランス的に美しい。これによると、梁行は一間も考えられるが三間と推定するのが落ち着く。これに対して桁行はどうであろうか。

先に見たように、天平十一年の東院写一切経所の「写経殿」の桁行は七間であったことが知られるが、福寿寺写一切経所の写経殿の規模は不明である。前者を解体移築したのであれば同じ七間であるが、新築されたならば不明となる。しかし、新築されたとしても写経殿としての規格は踏襲された可能性もあるので、福寿寺写一切経所から金光明寺写一切経所へと受け継がれてきたこの「経堂」も桁行七間と推定することができるかもしれない。さらに、後述のように、石山写経所の経堂には二か所に戸がついていたことが知られる（16ノ239）。

そこでこの経堂は、桁行七間、梁行三間、ツマ側に縦連子の檻が一間ずつ、ヒラ側に横連子の檻が二間ずつ（一間と三間の可能性もある）、戸が二か所にあったと想定すると、平面図としては図3のように、いくつかの可能性を考えることが出来るであろう。

天平勝宝五年以降では、同六年〜七歳の大皇太后藤原宮子の菩提を申うための連続して行われた写経事業³⁸⁾（梵網經一〇〇部二〇〇卷、法華經一〇〇部八〇〇卷、新旧華嚴經各五部七〇〇卷）、同七歳の大納言藤原仲麻呂の宣による二千卷経（華嚴經一〇〇〇卷・觀世音經一〇〇〇卷）の写経事業などを大規模な写経事業としてあげることができる。これ等の写経事業がどこで行われたのかは明らかでないが、このうち前者については、充紙帳によって同日に紙の支給を受けた経師の人数を知ることが出来る。梵網經では初日に四九人（13ノ73ノ77）、法華經六三人（4ノ19ノ27）、華嚴經五〇人（10ノ569ノ576）である。これに装潢・校生・雑使を加えても、一院二経堂の写経施設セットで十分に対応できる。また、とくに施設の増築に関する史料は見当たらないので、既存の施設を用いることで遂行可能であったのであろう。

(3) 天平宝字二年の御願經三六〇〇卷の写経事業

天平宝字二年には相次いで三つの大規模な写経事業が行われた。同年六月一六日の紫微内相宣による金剛般若經一〇〇〇卷（千卷経）の写経事業、七月四日の同宣による千手千眼經一〇〇〇卷・新羅索經一〇部二八〇卷・葉師經一二〇卷、合計一四〇〇卷（千四百卷経）の写経事業、八月一六日の同宣による金剛般若經一二〇〇卷（千二百卷経（後金剛））の写経事業（合計三六〇〇卷）である。またこれと並行して知識大般若經の写経事業も行われた。

これらの写経事業で動員された経師・装潢・校生の数を正確に把握

することは難しい。山本幸男の充紙帳などの整理に依拠すると、同時に仕事をしていたのは、千卷経では最高四六人、千四百卷経で四三人、千二百卷経で四六人であった。これに装潢・校生・雑使を加えると、千卷経で約六〇人、千四百卷経で六〇数人、千二百卷経で約六〇人程度となる。先の経堂の収容人数に関する目安からすると、経堂一棟で対応できる人数なのではないか。

これ等の写経事業については、山本幸男の総括的な研究をはじめとして多くの研究があるので、詳細はそれらに譲る。施設に関するまともな史料がないために、これらの写経事業が行われた施設については、これまで全く研究がない。以下、主な史料に限り示す（帳簿の復原はいずれも山本幸男による）。

「写千卷経所銭并衣紙等下充帳」（13ノ257ノ260、260ノ265、265ノ266、371ノ373、383ノ384）

①（6月22日条）又下手中巾柒条^{五条堂料 二条曹司料}（13ノ258）

「千手千眼并新羅索葉師経料銭衣紙等納帳」（4ノ278ノ280、未修、13ノ252ノ253）

② 九月三日自宮来綺并六丈一尺^{使客門日野麻呂 即下紙屋受能登装潢}（未収）

「千手千眼并新羅索葉師経料銭衣紙等下充帳」（13ノ364ノ371、267ノ268、269ノ283）

③（7月9日条）又下手中巾伍条^{四条堂料充 一条曹司料充}（13ノ366）

④（8月4日条）四日下紙一万一百張^十（中略）

五千五十張^{四百百張紙屋作 八百廿一 張麻紙 七十張穀 付六人百村 又充凡紙五十張端繼料}
 五千六十張^{四千三百卅一 張紙屋作 穀紙六百七十九張 七十張綜 凡紙五十張端繼料 付綾部忍国}（13ノ269）

（下略）

「後金剛般若経料雑物収納帳」（14ノ71ノ80）

⑤ (10月7日条) 七日納善二囲直錢升文厨願等實進如件 (14/74)

⑥ (10月27日条) 升七日納布乃利二斗西厨進上 (14/79)

「後金剛般若経経師等食料下充帳後金剛般若経食物用帳」(14/81) (113)

⑦ (9月26日条) 薪八束又一束湯屋充 (14/85)

以上から、天平宝字二年には、堂・曹司・紙屋・厨・湯屋が存在したことがわかる。堂と曹司は施設としては同じと考えられる。これらはおそらく一院をなしていたであろう。

その場合注意されるのが③東曹司である。これは千四百卷経の写経事業が東堂で行われていたことを示すと解される。⑥西厨は、布乃利二斗が西厨から案主のもとに納められたことを示す。このことは、後金剛般若経の写経事業が西厨とは別の厨、つまり東厨を使用していたことを意味するのではないか。厨は東西にあり、それぞれ東堂・西堂に関係していたとすると、この写経事業も東堂で行われたことを示唆する可能性がある。この写経事業は、先に見たように、一つの経堂で行われたらしいことも、この可能性に反しない。

また②では、宮から来た綺が紙屋に充てられ、そこで裝潢能登忍人が受け取っている。これは、緒付という装丁の最後の段階が紙屋で行われたことを示している。紙屋では、のちに検討するように、打・染の工程が行われたことが明らかであるが、緒付も行われることがあったことがわかる。

(4) 天平宝字四年の二三五部経の写経事業

天平宝字四年正月十一日に太師の宣が出され、一百卅五部経法華経・金剛般若経・理趣経各四五部、合計四五〇卷の「御願経」の写経を行うことが指示された。光明皇太后の発願をうけて藤原仲麻呂が指示

したのである。この決算報告書は同年四月二五、二六日に作成されているので、そのころまでには終了したであろう。太子の宣を受けて用度申請が作成された。天平宝字四年正月一五日「東寺写経所解」(続修後集五、14/292-300)はその案である。これには多くの朱墨の訂正がなされているが、これは決算書を作成するためのものと考えられる。この「東寺写経所解」に施設に関する記載が見える。必要な部分を次に示す(訂正後の数値を示す)。

東寺写経所解 申請応奉写経用度物事

(中略)

荒炭六十八斛卅四斛堂料日別五斗

薪参佰肆拾荷卅卅六荷湯沸料日別二荷

(中略)

仕丁壹拾三人二人紙打 一人膳部

折薦壹卅四枚卅四枚堂敷料

以前、応奉写一百卅五部之経用度之物、所請如

件、謹解、

天平宝字四年正月十五日主典正八位上安都宿祿「雄足」

次官従五位下高麗朝臣「大山」

これによると、堂・宿所は施設として明記されているが、さらに料理供養・湯沸・紙打をするところがあったことがわかる。それぞれ料理供養所・湯沸所(温屋)・紙打所(紙屋)としてよいであろう。これ以外に廁などもあったと思われる。これらがどのように配置されていたかは不明であるが、何らかの区画施設によって囲まれて一院をなしていたのであろう。

この写経事業に従事した人員は、経師二〇人、裝潢二人、校生四人、

雑使三人、優婆夷一人、仕丁一三人(うち四人は膳部)であった。同時期に働いていた人数は不明であるが、「四十五部法華経充本帳」(14ノ287ノ292)から推して、この人数程度であったと見られる。

福山は、この史料の折薦畳の記載から、経堂では折薦畳一枚に経師等二人ずつ座し、宿所では経師以下優婆夷まで一人ずつ臥したことを指摘している。経師から優婆夷までの合計は三〇人で、宿所に充てられた折薦畳三〇枚に合致する。また経師ノ雑使の合計二十九人は、堂敷料の折薦畳一四枚のほぼ倍である。したがって、福山の推定は妥当である。

これによると、この写経事業用の折薦畳が、堂には一四枚、宿所には三〇枚敷かれていた。両者が同じ大きさのものとすると、この写経事業のために、宿所には堂の約二倍のスペースが確保されていたことになる。

次に、堂には経師・装潢・校生の写経生たちの折薦畳と事務局の要員である雑使の折薦畳とが一緒に敷かれていたことになり、両者が同じ堂内で執務していたことが確かめられる。案主用の折薦畳については見えない。

雑使は事務局員であり、校生が兼務することも多いので、堂に座席を持つ必要があった。装潢については、別棟の紙打所(紙屋)との関係が問題となる。紙屋には仕丁六人が配されていたが、装潢は堂と紙屋との間を行き来しながら執務したと考えられることになる。

つぎに仕丁一三人については、宿所に折薦畳は与えられていないので、それ無しで宿所に寝泊まりしたのか、それとも別の場所で宿泊したのかは不明である。彼らは紙打所に六人、料理供養所に四人、湯沸所に一人配されている。これらの場所で宿泊した可能性もあろう。

(5) 天平宝字四年の一切経の写経事業

太師の宣を受けて天平宝字四年二月一日に一切経の予算見積の作成が命じられた(「坤宮官紙墨筆及雜物送文(太師惠美押勝宣)」続々修1ノ6④、14ノ308)。これを受けて作成された「東大寺写経所写経律調度文案」(続々修18ノ6①、14ノ365ノ366)によると、この一切経は経律からなり三四三三卷の予定であったことがわかる。太師藤原仲麻呂の宣は光明皇太后の意を受けたもので、この一切経の写経事業の発願者は光明皇太后であろう。

これを受けて継打界の作業が一部行なわれたようであるが、二月下旬ごろと推定される光明皇太后の発病の影響と上記の一三五部経の写経が行われていたため、一切経の写経事業は中断した。その後四月五日に再び太師の宣が出され(14ノ393)、写経事業は再開されることとなった。人員が集められる一方、次に述べる施設の造営工事が行われた。しかし、七月一四日に七六〇卷分の布施申請を行い、八月一日に用残報告を作成して、この写経事業は停止した。それは、六月七日に光明皇太后が没したためであると考えられる。

この写経事業に従事した写経生や事務局員の数は全く明らかでないが、一三五部経四五〇卷の約七倍半以上の三四三三卷からなる大規模な写経事業であったため、人員の増強は必須であったであろう。そのため施設が拡張された。その関係史料を次に列挙する(いずれも「御願経奉写等雜文案」のうち)。

①「東塔所解案」(続々修18ノ6②⑫、14ノ386)

東塔所解 申請銭事

合捌貫老伯文

四貫八百文檜樽三百材直村別十六文 近江者

一貫三百文楮一百荷直荷別十三文

一貫二百文車十五兩貨兩別八十文

八百文藁二百圍直圍別四文

右、可奉写一切経一部、経師等宿所并食宿板□

湍葺料錢、所請如件、以解、

天平宝字四年四月廿九日領上馬養

坂田池主

主典安都宿祢

②「東塔所解案」(続々修18ノ6②(14)、14ノ389ノ390)

東塔所解 申請雜用钱事

合可用楳樽四百村近江者 負車廿兩

楮一百荷 藁一百圍已上大炊一間厨一間温屋并三間葺葺料

請錢九千七百文六

六千四百文樽四百材直材別十六文

一千六百文車并兩貨兩別八十文

一千三百文楮一百荷直荷別十三文

四百文藁一百圍直圍別四文

以前、大炊并厨温屋等葺葺料錢、所請如件、以解、

天平宝字四年潤四月五日領上馬養

坂田

主典安都宿祢

③「東塔所解案」(続々修18ノ6②(15)、14ノ390ノ391)

東塔所解 申請歩板経事

合錢柒貫陸拾文

六貫買歩板一百枚直枚別六十文

一貫六十文車十四兩貨料十二兩別七十五文 二兩別八十文

右、経師等宿所敷并車貨料、且所請如件、以解、

天平宝字四年潤四月十二日領坂田

上馬養

主典安都宿祢

④「写書所解案」(続々修18ノ6②(15)、14ノ391)

写書所解 申請雜材事

梁四枝 桁六枝丸 柱十枝小 古麻比木四□

右、為作室温、所請如件、

四年潤四月十三日上

⑤「経所解案」(続々修18ノ6②(15)、14ノ391ノ392)

経所解 申請釘事

合陸拾捌隻各長四寸

卅二隻平頭各長四寸 卅八隻打合各長

右、為打温船二隻、所請如件、

天平宝字四年潤四月廿三日領上

小治

福山敏男はこれらについて、天平宝字四年四月と閏四月の文書によれば、湯屋・湯船が作られ、経師宿所の敷板が作られようとし、一切経を写す経師の宿所・食宿板□・大炊屋一間・厨一間・温室一間の壁が塗られ、屋根板が葺かれようとしていた(14ノ386ノ92)が、これは、同年二月一〇日の光明皇太后の令旨による坤宮御願一切経の書写計画により、従来の写経所では狭隘なため、施設を増加したものと、としている。

①②③はいずれも東塔所が造東大寺司に材木等の代金を請求する内

容である⁽⁴⁾。山本幸男は東塔所が用材購入と造営を請け負ったとするが、これらには造営のための人件費が請求されていないので、用材の購入とその写経所までの輸送を請け負ったと見られる。

まず①と②はいずれも楳樽（共に近江とある）・楮・藁の代金であるので、両者の関係が問題となるが、②には再度請求するというような文言はないので、別個の代金請求と見るべきである。これによると、①②合計で楳樽七〇〇材・楮二〇〇荷・藁三〇〇〇囲を車三五両で輸送したことになる。このうち楮と藁は②によって大炊・厨・温屋各一間の泥葺（葺泥）に用いられたことがわかり、楳樽は①の経師等宿所の新築に用いられたと推定される。これも泥葺されたかもしれない。経師等宿所は③によって歩板の床が敷かれた。この点も経師等宿所の新築を示す。

④によると写書所が温室を作るための材木を請求しているので、新築であろう。その数量によると、温室は桁行三間、梁行二間と考えられる。これに泥葺が施されたのである。その内部には⑤の温船二隻が備えられた。

以上によると、経師等宿所と温室（温屋）は新築されたが、大炊と厨は葺泥が行われただけであるので、既存の施設の補修を行ったと考えられる。これらは光明皇太后発願一切経の写経事業に備えたものとみてよい。

また福山は、天平宝字四年七月の造東大寺司解案には、経所板屋三字を記していることを指摘している。これは「造東大寺司解案」(前半は軸装79其⁽⁵⁾1、後半は続々修18ノ6④(1)、25ノ270ノ271)に次のように見えるものである。

従八位下小治田宿祢年足

令奉写雜經二千五百六十卷

令裝潢紙二万三千四百七十二張

催令作経師⁽⁴⁾所板屋□宇

一字長八丈一尺 広二丈 一字長六丈三尺 広二〇

催令山作東如法院料材七百冊九物^(歩廊板)

.....

催合作如法院一区^(並葺檜皮者)

供奉礼仏三度

以前、起去年八月一日、尽今年七月卅日

人等考中行事如前、以□

天平宝字四年七月□

主典□

この文書は前欠で途中の点線部分の前後二つの断簡である。大日古は「連続セルモノ」としている。後半の年紀はたしかであるが、前半は不明である。前半に見える雑經二五六〇卷は、光明皇太后発願一切經七六〇卷と称讚浄土經一八〇〇卷の合計に合致するから、称讚浄土經が完成したはずの光明皇太后七七齋の天平宝字四年七月二六日以後であることになる。前半は小治田年足の考中行事の一部であるから、天平宝字三年八月一日から同四年七月三〇日を対象とすることになり、後半と同じとなる。したがって前半と後半は接続するかどうかは不明であるが、大日古のように連続するとするのは妥当である。

そうすると、前半の小治田年足が造作を促した経所の板屋三字は、この期間のいずれかの時期に造作されたことになる。彼は天平宝字四年四月から写経所の要員として見えるので、それ以降の行事であることとなる。ただしこの板屋三字の工事そのものは、彼の着任以前から

始まっていて、彼はそれを引き継いだ可能性も残る。結局この板屋の性格は不明であるが、かなり規模の大きなものが含まれるので、これも光明皇太后発願一切経の写経事業に伴う施設増設の一環と見るのが妥当であろう。もしそうだとすると、院の敷地の拡張を考慮しなければならぬかもしれない。

(6) 周忌齋一切経の写経事業

天平宝字四年六月七日に光明皇太后が没すると、即日、七月二六日の七七齋に向けて称讚浄土経一八〇〇巻の写経と阿弥陀浄土画像の製作が命じられた。大量でかつ期限を切られた事業であったため、一人もの大量の経師・裝潢・校生が動員された(14ノ403ノ404)。同時の勤務人数は不明であるが、上記のように光明皇太后発願一切経のために施設が拡充されていたため、対応可能であったのであろう。

ついで、光明皇太后の一周忌にむけて周忌齋一切経の写経事業が発願された。それがいつのことか不明であるが、諸物資の収納は天平宝字四年八月三日から始まっているので(「後一切経料雑物納帳」続々修2ノ6、14ノ421ノ440、15ノ85ノ87、14ノ440ノ442)、それ以前に用度申請がなされたはずである。翌五年三月上旬には書写は五三三〇巻で終り、四月末には装丁もほぼ終り、嶋院に荘重な行列を組んで運ばれた(15ノ52ノ53その他)。

後欠「奉写忌日御齋会一切経所解案」(続々修10ノ7(1)裏、15ノ63ノ69)が用度申請の案であろう。これによると、

奉写忌日 御齋会一切経所解 申請用度物事

合応奉写大小乗経律論及賢聖集伝壹仟壹拾伍部伍仟

式伯柒拾壹卷肆伯玖拾玖帙

(中略)

淨衣式伯式拾壹具一百冊具経師料 十具裝潢料 卅具校生料 四具膳部料 卅五具駟使丁料

とあり、当初は五二七一巻に対して経師一四〇人、裝潢一〇人、校生二〇人、雑使一二人、膳部四人、駟使丁三五人という大量の人員を動員する予定であったことが知られる。同時点の実働人数を知ることができないが、「奉写一切経所解移牒案」によると、天平宝字五年二月には経師七五人+一五人・裝潢七人・校生十一人・史生一人・雑使一人・膳部四人・拔出仕丁一人・火頭一六人が使用する予定の雑物が請求されているので(15ノ15ノ24)、この数が参考となる。このうち経師ノ雑使の合計一一人が堂に座席を持っていたであろうから、前述の折薦畳一枚二人の基準では、約六〇枚が敷かれていたことになる。折薦畳の大きさが不明なので明言できないが、天平一九年末以来の東堂・西堂の二棟を使用すれば可能な数と考えられる。その場合は一堂あたり三〇枚となる。

同三月には請求予定人数が題師経師裝潢計七人・校生十一人・史生一人・雑使八人・膳部二人・火頭一七人に急減している(15ノ32ノ35)から、書写の過程は天平宝字五年二月でほぼ終了したのであろう。

また「奉写忌日御齋会一切経所解案」には、

十八貫三百八十二文薪一千四百十四荷直荷別十三文

一千一百十荷食所料

四百四荷湯屋料

四貫四百五十三文二百一箇日料炭九十八斛九斗八升直斛別卅五文

卅四斛三斗四升食所料日別三斗四升

六十四斛六斗四升堂料日別六斗四升

とあり(15ノ66、訂正後の数値)、堂・食所・湯屋が存在することが前提とされている。

一方、福山は、天平宝字四年八月二日の奉写一切経所の解文(15ノ3〜5)に、経堂・熟紙所・炊飯并料理食所・沸湯所・政所が記されていることを指摘している。これは、天平宝字五年正月二日「奉写一切経所解案」(統修19④裏+統修20④裏、15ノ3〜5)に、

奉写一切経所解 申所役駆使事

(火頭・仕丁の内訳省略)

見役三千五百七十人

熟紙所九人 単一千二百七十人

炊飯并料理食所 単一千四百二十九人

経堂雑使三人 単三百八十四人

沸湯所二人 単二百八十八人

政所雑使二人 単一百九十九人 自宮運物并買市生菜等

以前、起去年八月六日、至于十二月卅日、散役駆使等単功、

謹依符旨、具件如前、謹解、

天平宝字五年正月十二日案主散位從八位下小治田宿祢

とあるものである。これが先の「奉写忌日御齋会一切経所解案」の記載と関係する。両者を比較すると「経堂」が先の「堂」に、「炊飯并料理食所」が「食所」に、「沸湯所」が「湯屋」に対応し、それ以外に「熟紙所」と「政所」が見えることになる。

熟紙が紙を加工して写経できる状態にすることを意味するならば、この写経事業の経紙と表紙はそれぞれ黄蘗と椴で染められたから(15ノ67)、「熟紙所」とは継打界染を施し端継をつけるなどの作業の一部または全部を行う組織で装潢所に属するものであろう。これらの作業のうち、打と後述の染は紙屋という施設で行われたと推定しておきたい。また「政所雑使」については、政所の指示で宮からの物資輸送と市

での買いつけに従事したことを意味するので、この「政所」は写経所の事務機構の意味であって、政所という独立の施設が存在したと考える必要はない。政所は経堂で機能していた組織であろう。

さらに次の史料がこの「奉写一切経所解案」の記載と関係があると思われる(奉写一切経所散役駆使等注文「統修22⑧裏、15ノ242)。

紙打平^{紙奉}五人 火頭丈部床足、矢集忍方呂、物部人足、住丁宅部宮方呂、物部広方呂、

煮黄蘗一人 火頭物部人足

堂雑使一人 火頭丈部真鷹

大炊二人 火頭生部真和久、住丁財部小黒

沸湯一人 住丁大伴方呂

採薪二人 火頭石上部根方呂、住丁矢作宮方呂

務所雑使一人 火頭辛鍛赤方呂

この背面が一次面の天平宝字五年二月二七日「賀茂馬養解」(4ノ494〜495)という請暇解で、一般に請暇解の二次利用は早いことからすると、今問題にしている二次面が天平宝字五年とする史料目録の理解は妥当である。そうすると、これは周忌齋一切経の末期に近いころのものだと判断される。

これは、先の「奉写一切経所解案」と同じく、火頭・仕丁の諸作業への配分を記録したものである。「経奉平(紙打平)」という作業は見慣れないが、作紙を行う打平雇人(11ノ48)、経紙について「依生打返送、好打平欲給」(25ノ348)などの用例によると、打の作業を意味すると考えられる。それに火頭四人があてられたのである。打は紙屋で行われたから、紙屋の施設が存在したと考えられる。

「煮黄蘗」は装潢の仕事である染の一工程である。装潢の座席のある経堂の中で火気を伴うこの作業を行うのは危険で、臭気・煙・騒音

等も問題となるから、経堂以外の別の場所で行われたと考えるべきであらう。裝潢にかかわる別の施設という紙屋が考えられるので、煮黄蘗や染の工程は紙屋で行われたと考えたい。「奉写一切経所解案」の記載と対比すると、熟紙所という組織は紙屋で行われた経奉平（紙打平）や煮黄蘗の作業、すなわち打と染に関係すると考えられる。

天平宝字四年八月三日以前の周忌齋一切経の発願に前後して施設の整備が行われた。光明皇太后発願一切経の予定巻数三四三三巻に比してこちらは当初計画で五二七一巻と約一・五倍の規模であるので、さらなる施設の増強が必要であったであらう。次の史料がそれに対応すると考えられる。

①「写経所解案」（続々修18ノ6②24、14ノ412、訂正後）

東寺写経所解 申請板屋事

合老間長十五間
広四間

右、為作師経等厨□并湯屋、所請□□、

仍具状、以解、

天平宝字四年七月十六日案主小治田

主典安都宿祿

②「経所解案」（続々修18ノ6②24、14ノ413）

経所解 申請墨葛事

合五斤

右、為結所作板屋垂木、所請如件、以解、

天平宝字四年七月廿日主典安都宿祿

③「安都雄足写経用度注文」（続々修18ノ7②2裏、14ノ421）

一（中略）

一東厨屋乃湯屋早速合塗、

（中略）

一日雄足

福山敏男は、①の写経所解は、（法華寺阿弥陀浄土院の）板屋一間を経師等の厨ならびに湯屋を作るために請うており、②の経所解は、黒葛五斤を「作る所の湯屋の垂木を結うため」に請求している、としている。

①は写経所が、長一五間、広四間の長大な板屋一間をどこかからもらい受けてきてこれを解体し、経師等の厨と湯屋に作り替えるための請求と考えられる。つまり増築である。福山はこれを法華寺阿弥陀浄土院に請求したとするが、その根拠は明らかでない。②は①の湯屋にかかわるものである。また③について山本幸男は天平宝字四年八月一日のものとして推定し、同日より①②の厨と湯屋の壁塗りが着手されたとする。³⁰⁾

天平宝字四年前半に行われた光明皇太后発願一切経の写経事業の際に、厨は既存のものが補修され、温室は新築されているから、この厨と湯屋はさらに増築されたものであるはずである。その場合③に「東厨屋乃湯屋」とあることは見逃せない。既存の厨の東側にもう一棟の厨屋が立てられたのであろう。

以上によると、周忌齋一切経の写経事業では、東堂・西堂の両方とも使用され、宿所二棟以上、厨二棟、温室三棟が用意された。天平宝字四年の光明皇太后発願一切経の写経事業の時に院の敷地が拡張された可能性があることを指摘したが、それによれば、これらの施設は院の区画内に納まっていたと考えられる。

（未完）

【註】

- (1) 奈良時代には内裏系統の写経機関、皇后宮職・造東大寺司系統の写経機関を頂点として、貴族の家や寺院に付属するいくつかの写経機関があった。本稿で検討の対象とするのは、このうち皇后宮職・造東大寺司系統の写経機関である。以下ではこれを単に写経所と表現する。
- (2) 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」『寺院建築の研究 中』福山敏男著作集二、中央公論美術出版、一九八二年一〇月、もと『史学雑誌』四三ノ一二、一九三二年二月。福山の見解は、断らない限りすべてこの論文による。註3・5についても同様。
- (3) 井上薫『奈良朝仏教史の研究』(吉川弘文館、一九六六年七月)。
- (4) その他の研究は、行論中に適宜あげることとする。
- (5) 渡辺晃宏「金光明寺写経所の研究—写経機構の変遷を中心に—」『史学雑誌』九六—八、一九八七年八月。
- (6) 山下有美「東大寺写経所と写書所—造東大寺司成立期から天平宝字二年まで—」『南都仏教』一〇一、二〇二〇年三月。
- (7) 五月一日経については、皆川完一「光明皇后願経五月一日経の書写について」『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、二〇二二年一月、もと坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上巻、吉川弘文館、一九六二年九月)、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館、一九九九年一月)を参照した。
- (8) 栄原永遠男「藤原光明子と大般若経書写—「写経料紙帳」について—」『奈良時代の写経と内裏』塙書房、二〇〇〇年三月、もと上田正昭編『古代の日本と東アジア』小学館、一九九一年五月)。
- (9) 大隅亜希子「装潢組織の展開と布施支給の変遷—「正倉院文書研究」六、一九九九年一月)。
- (10) 山下有美註7著書一九〇二九ページ。
- (11) 案主の座席がどこにあったかは問題であるが、造東大寺司などの所管官司の政所とともに、経室内にもあったと考える。以下、事務局以下の座

席と用具・物品との関係は、主として渡部陽子「奈良時代写経所の空間構造—〈座席論〉の試み—」『市大日本史』二〇、二〇一七年五月)を参考にした。

- (12) 大日古は「別冊文」を一行前の「経師等床敷料」に懸けているが、誤り。
- (13) 大日古は「断」とするが、「廁」の誤り。
- (14) ④に応造「漉屋一間について庇料としているのを受けて、②で庇としたものであろう。八間については不明。
- (15) 大日古は「篩」とするが「籬」の誤り。
- (16) ③は泉木屋所が写経所の材木を買って進上した明細書である。その文書としての構造を簡単に記す。まず受け取った四四七二文をあげ、以下四項目の一つ書きが続く。それを①②③とする。①はいわば総計部分で、買った材木一四一材と運送車両一七両の費用として使用した四四六八文、差額反上分四文を記し、買った材の内訳をあげる。それは①の柱・簀子・久礼(檜久礼)・歩板(二寸半板)と同じ品目・数量である。買材は②③の二段階に分けて運ばれた。②は④が四人に付して進められたことを記している。
- (17) 大日古は「屋」とするが「庇」の可能性が高い。
- (18) 山田英雄「東院写一切経所について」『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年七月、もと『続日本紀研究』八ノ二、三、一九六一年二、三月)。
- (19) 山下有美註7著書三六ページ。
- (20) 「長四□」の三文字目は、④と対比すると「丈」の書き誤りであろう。
- (21) 山下有美註7著書三三〜三五ページ。
- (22) この点については、旧稿で「事実上解体状態となった」と表現したために誤解を招いた。写経司という組織そのものがなくなったのではなく、休眠状態になっていたと考えていた。
- (23) 栄原永遠男「福寿寺と福寿寺大般若経—「百部法華経の写経事業」(ともに『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三年五月)。
- (24) 栄原永遠男「初期写経所に関する二三の問題」(注8拙著、もと岸俊男

- 教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上、塙書房、一九八四年五月。
- (25) 栄原永遠男註23論文。
- (26) 栄原永遠男註24論文。
- (27) 栄原永遠男「千手経一千巻の写経事業」(註23拙著、もと『人文研究』三六ノ九、三七ノ九、一九八四年二月、一九八五年二月)。
- (28) 大官一切経は天平一五年四月一日から始まったとされてきたが、「一切経本充并納紙帳〈大官一切経紙上帳〉」から見て、もう少し前から造紙の過程は始まっており、この日から上紙と充紙が始まったとすべきである。
- (29) 大隅亜希子註9論文。
- (30) 大隅亜希子註9論文。
- (31) 山下有美註6論文は「山堺四至図」の「経房」を東堂・西堂とする。
- (32) 渡辺晃宏「廿部六十花嚴経書写と大仏開眼会」(皆川完一編『古代中世史料学研究』上巻、吉川弘文館、一九九八年一〇月)。
- (33) 栄原永遠男「千部法華経の写経事業」(『正倉院文書研究』一〇・一一、二〇〇五年六月・二〇〇九年二月)。
- (34) 大隅亜希子「天平勝宝二・三年の寿命品四千巻書写について―関連帳簿の分析を中心に―」(『南都仏教』七六、一九九九年二月)。
- (35) 栄原永遠男註33論文。
- (36) 高橋工の教示による。
- (37) 山下有美注6論文。
- (38) 遠藤慶太「中宮の追福―藤原宮子のための写経と齋会―」(『正倉院文書研究』七、二〇〇一年一月)。
- (39) 山本幸男『写経所文書の基礎的研究』(吉川弘文館、二〇〇二年二月)一五七〜一五九、一六二〜一六七、二〇八〜二一三ページ。
- (40) 栄原永遠男「光明皇太后没前の写経事業群」(註23拙著)。
- (41) 山本幸男註39著書第二章「天平宝字四年〜五年の一切経書写」、栄原永遠男註40論文。
- (42) 私は註40論文において、一切経の写経事業の中断を光明皇太后の発病のためとした。これに対して山本幸男は、光明が発病しても写経の続行は可能であるので、写経現場の状況に留意すべきことを指摘した(註39著書三六一ページ)。この山本の指摘は妥当であるが、発願者の発病が写経事業の続行に無関係とはいえないと考えるので、本文のように修正した。
- (43) 東塔所の性格と活動については、山本幸男「造東大寺司主典安都雄足の「私経済」」(『正倉院文書と造寺司官人』法蔵館、二〇一八年六月、もと『史林』六八ノ二、一九八五年三月)に詳しい。
- (44) 山本幸男註39著書三〇五ページ。
- (45) 杉本一樹『日本古代文書の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年二月)四九四ページ。
- (46) 山本幸男註39著書三〇一ページ。
- (47) この事業については、宮崎健司「光明子七七日写経をめぐる一、二の問題」(『日本古代の写経と社会』塙書房、二〇〇六年五月、もと『大谷学報』七四ノ五、一九九六年三月)、山本幸男註39著書に詳しい。
- (48) 山本幸男註39著書、山下有美註7著書、稲田奈津子「奈良時代の忌日法会―光明皇太后の装束忌日御齋会を中心に―」(『日本古代の喪葬儀礼と律令制』吉川弘文館、二〇一五年九月、もと西洋子・石上英一編『正倉院文書論集』青史出版、二〇〇五年六月)。
- (49) 山本幸男註39著書二九〇〜二九四ページ。
- (50) 山本幸男註39著書三〇一ページ。
- (一般財団法人 大阪市文化財協会 理事長)